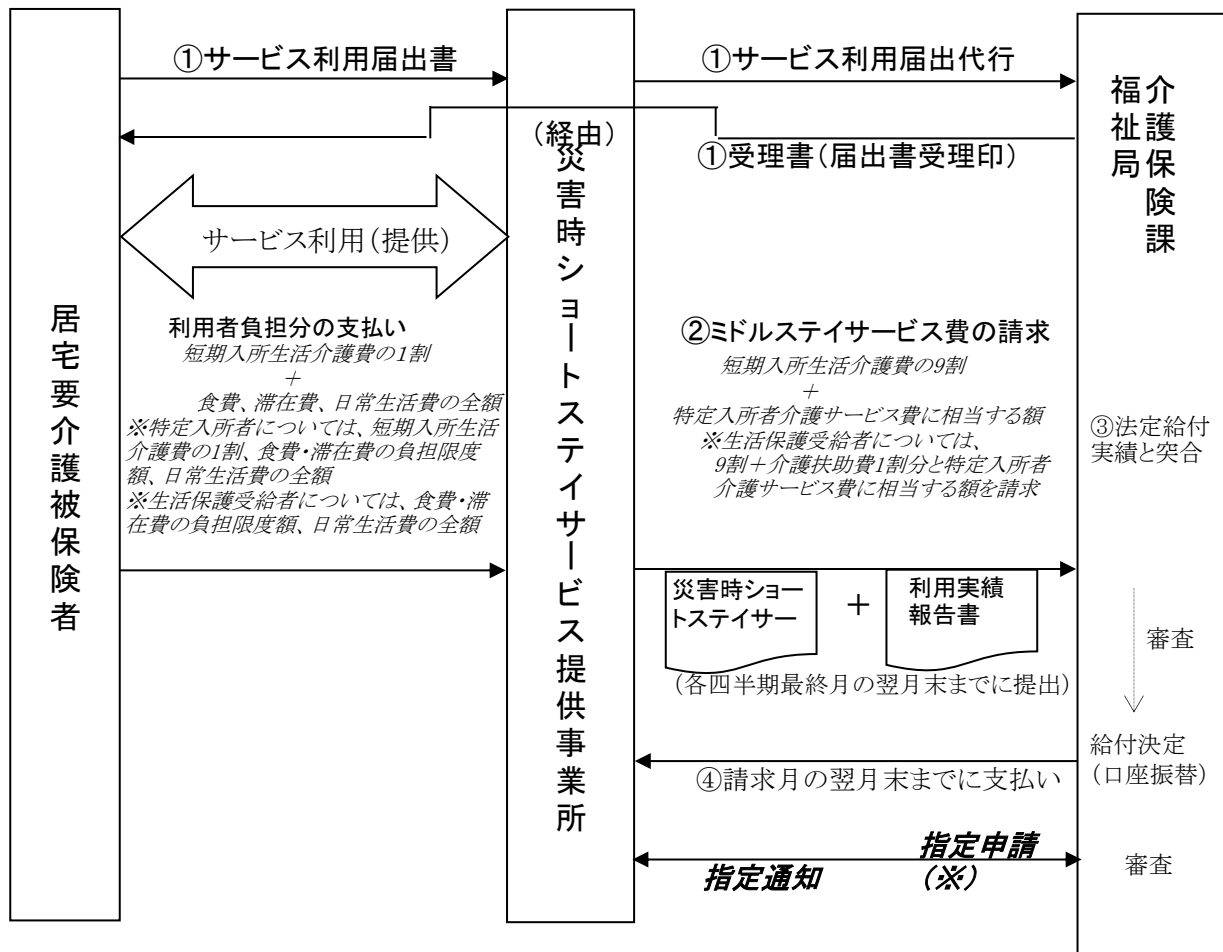


## 災害時ショートステイサービス費支給までの流れ



① サービス利用に際して、居宅要介護被保険者は「災害時ショートステイサービス利用届出書」を災害時ショートステイサービス提供事業所を通じて、介護保険課に提出します。介護保険課では利用要件を確認し、届出書に受理印を押印したうえで(写)を届出から7日以内に居宅要介護被保険者に送付します。

② 災害時ショートステイサービス提供事業所においては、四半期(3ヶ月)ごとに「災害時ショートステイサービス費請求書」及び「(災害時ショートステイサービス)利用実績報告書」を作成し、四半期最終月の翌月末までに福祉局介護保険課へ提出します。

- ・災害時ショートステイサービス費請求書 「請求書」「履行届兼検査合格報告書」  
「市町村特別給付費口座振替指定書」(初回のみ)
- ・利用実績報告書 ----- 「災害時ショートステイサービス費請求明細表」  
利用者の「サービス利用票(写)」

③ 福祉局介護保険課では法定給付実績と突合確認を行い、支給限度額を超えて居宅介護サービス費の給付対象とならない日数分について、災害時ショートステイサービス費の支給決定を行います。

④ 福祉局介護保険課では、災害時ショートステイサービス費の支給決定分について、請求があった月の翌月末までに災害時ショートステイサービス提供事業所に対して支払いを行います。